

○茅ヶ崎市景観まちづくり審議会規則

平成11年10月1日

規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市景観まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、茅ヶ崎市景観条例（平成20年茅ヶ崎市条例第22号）及び茅ヶ崎市屋外広告物条例（平成22年茅ヶ崎市条例第45号）により付与された権限に属する事務を行うとともに、良好な景観の形成を推進するために必要と認める事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

(平20規則23・平22規則44・平28規則38・一部改正)

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係団体の代表者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 市長は、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関係のある者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議するため部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
- 3 部に部会長を置き、当該部に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部の事務を掌理し、調査審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する当該部に属する委員がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。

(平26規則47・追加)

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(平12規則38・旧第8条繰上、平26規則47・旧第7条繰下)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市部景観みどり課において処理する。

(平12規則38・旧第9条繰上・一部改正、平14規則4・平19規則5・平22規則11・一部改正、平26規則47・旧第8条繰下)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平12規則38・旧第10条繰上、平26規則47・旧第9条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年規則第4号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第23号) 抄

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年規則第11号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年規則第47号)

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第38号)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。